

墜落制止用器具(安全帯)に関する法改正の対応について

2018年 11月 22日
トヨタ自動車九州安全衛生協力会
教育分科会



会員会社の皆様方には日頃から安全衛生活動に対して、ご協力いただき感謝申し上げます。さて、労働安全衛生法等の改正により、広く使用されている「安全帯」について、その名称を「墜落制止用器具」に変更されるなど、安全帯の使用等に係る管理の変更または追加すべきことが生じました。つきましては、トヨタ九州構内作業におけるこれらの法改正後の対応を以下に示す方法で対処していただくこととします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【法改正に伴う対応事項(要約)】

1. 「安全帯」の名称の変更
 (1) 全豊田安全衛生研究会発行のテキスト類、関係資料等で使用する名称は以下とする
 ① 安全帯 → **墜落制止用器具**
 ② 胴ベルト型安全帯 → **胴ベルト型**
 ③ ハーネス型安全帯 → **フルハーネス型**

2. 墜落制止用器具の使用
 (1) 高所作業において使用する墜落制止用器具は、「フルハーネス型」を原則とする
 (2) 高さ(深さ)5mを超える場所での作業は、「フルハーネス型」使用を必須とする
 (5m以下の場所における作業では、「胴ベルト型」の使用も認める)
※現行法令に基づく安全帯は、2022年1月1日まで使用が認められる(猶予期間)

3. 安全衛生特別教育
 (1) フルハーネス型安全衛生特別教育(法規定教育)は、全豊田指定の「高所作業資格取得教育」とは別物として扱う
 (2) トヨタ九州安協教育分科会による、フルハーネス型安全衛生特別教育は実施しない

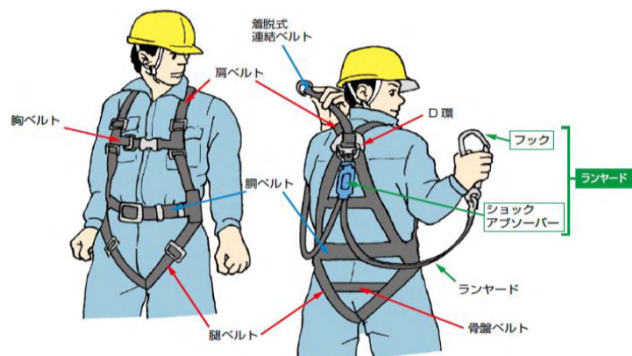
4. 実施時期
2019年 2月 1日より

5. 経過措置 … 2ページ参照
 安衛則附則(H30.6.19厚労省令第75号)の規定(経過措置)に基づくものとする
 但し、出来る限り早期に新规定に適合する対応を図ること

1. 「安全帯」の名称について

- (1) 全豊田安全衛生研究会発行のテキスト類、関係資料等で使用する名称は統一する
 ① 安全帯 → **墜落制止用器具**
 ② 胴ベルト型安全帯 → **胴ベルト型** (正式には「胴ベルト型墜落制止用器具」)
 ③ ハーネス型安全帯 → **フルハーネス型** (正式には「フルハーネス型墜落制止用器具」)
- (2) 教育講義や会員間の会話、現場での会話などでの呼称は制限しない(各人の判断)
- (3) 会員各社での呼称を制限するものではない(各社で判断)
- (4) 各社で使用・作成される書類・ピラ等(トヨタ九州への提出書類、報告書、作業要領書、手順書等を含む)においても当面の間は、制限はしない(各社判断)

※厚生労働省ガイドラインでは、「法令用語としては『墜落制止用器具』となるが、建設現場等において従来からの呼称である、『安全帯』『胴ベルト』『ハーネス型安全帯』といった用語を使用することは差し支えない」としている



2. 墜落制止用器具の使用

- (1) 高所作業において使用する墜落制止用器具は、「フルハーネス型」を原則とする
- (2) 高さ(深さ)5mを超える場所での作業は、「フルハーネス型」使用を必須とする
 - ※厚生労働省ガイドラインでは、高さ6.75mを超える場合(建設業の場合は5m)を必須としているがトヨタ構内作業での墜落制止用器具使用は工事作業を主とするため、建設業以外の業種であってもトヨタ構内作業で5mを超える場所での作業には「フルハーネス型」使用を必須とする
- (3) 高さ(深さ)5m以下の場所における作業では、「胴ベルト型」認めるが、トヨタ九州安協としては5m以下の場合においても「フルハーネス型」使用を推奨する
 - (理由) ①作業場所の高さを管理することは困難
(5mで制限して「胴ベルト型」を使用させても、5m超えで作業が必要になった時に「フルハーネス型」に交換して作業に入るようなことは現実的に困難)
 - ②「フルハーネス型」を使用して墜落時に地面に到達しても、墜落姿勢から見て「胴ベルト型」使用時よりも「フルハーネス型」の使用時の方が身体への影響は少ない
 - ③国際的に見ても「フルハーネス型」が主流
- (4) 墜落制止用器具は着用者の体重と装備品の重量によって使い分けること
 - ・85kg用、100kg用、100kg以上用(特注品)がある
- (5) ショックアブソーバーはフックを掛ける位置により選別する
 - ・第一種ショックアブソーバー : フックの位置が腰より高い場合に使用
 - ・第二種ショックアブソーバー : フックの位置が腰より低い場合に使用

3. 安全衛生特別教育

- (1) 高さ2m以上の場所において、作業床を設けることが困難な場合で、「フルハーネス型」を使用して行う作業をする者は安全衛生特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)受講が必要
 - ・「胴ベルト型」使用のみの場合は特別教育受講の対象外
 - ・十分な知識と経験を有すると認められる者については学科・実技の一部学科を省略できる
- (2) 全豊田指定の「高所作業資格取得教育」とは別物として扱う
 - ・全豊田高所作業資格取得教育 … 高所作業者の全員教育
 - ・フルハーネス型安全衛生特別教育 … (上記対象者) } **対象者が異なる**
- (3) 全豊田高所作業教育では、フルハーネス型安全衛生特別教育にある、カリキュラムと類似する部分があるが、全豊田安全衛生研究会およびトヨタ九州安協としては、その類似部分の教育を「既受講分」として認めることはしない(各社事業主が判断することはあっても良い)従って、「全豊田高所作業テキスト」についても、特段、フルハーネス型安全衛生特別教育を意識した内容に再編することは考えない
- (4) トヨタ九州安協教育分科会による、フルハーネス型安全衛生特別教育は実施しない

経過措置(猶予期間)

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日)												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				製造・販売可能								販売可能				×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												